

自動車騒音規制の経緯（中間～第二次答申）

自動車の種別			定常走行騒音			排気騒音		近接排気騒音		加速走行騒音							
			規 制 年			規 制 年		規 制 年									
			27年規制	46年規制	平成10～13年規制	27年規制	46年規制	61～元年規制	平成10～13年規制	46年規制	51・52年規制	54年規制	57～62年規制	平成10～13年規制	平成26年規制		
													車両区分				
大型車	車両総重量が3.5トンを超え、原動機の最高出力が150キロワットを超えるもの	全輪駆動車、トラクタ及びクレーン車	80 (84.0)	83 [平成13年] 《△1.0》	80	107 [元年]	[平成13年]	92	89 [51年]	86	83 [60年]	82 [平成13年] 《△1》	81 [平成10年] 《△2》				
		トラック		[平成13年]			[平成13年]										
		バス		82 [平成10年] 《△2.0》			[平成10年]										
中型車	車両総重量が3.5トンを超え、原動機の最高出力が150キロワット以下のもの	全輪駆動車	78.0 (82.0)	80 [平成13年] 《△2.0》	78	105 [元年]	[平成13年]	89	87 [51年]	86	83 [58年]	81 [平成13年] 《△2》	80 [平成13年] 《△3》 [平成12年]				
		トラック		[平成13年]			[平成13年]										
		バス		79 [平成13年] 《△3.0》 [平成12年]			[平成12年]										
小型車	車両総重量が3.5トン以下のもの	軽自動車以外	74 (78.0)	[平成12年]	74	103 [元年]	[平成12年]	97 [平成12年]	85	83 [52年]	81	78 [60年]	[平成12年]	76 [平成12年] 《△2》 [平成11年]			
		1.7t <GVW GVW ≤ 1.7t		[平成11年]			[平成11年]										
		軽自動車		[平成12年]			[平成12年]										
		キャブオーバー ボンネット		《△4.0》 [平成11年]			《△6》 [平成11年]										
乗用車	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの	乗車定員6人超	85	[平成11年]	85	103 [63年]	[平成11年]	96 <100> 《△7》《△3》	84	82 [52年]	81	78 [57年]	[平成11年]	76 [平成10年] 《△2》			
		乗車定員6人以下		72 [平成10年] 《△2.0》			[平成10年]						[平成10年]				
二輪自動車	二輪の小型自動車(総排気量0.2500を超えるもの)及び二輪の軽自動車(総排気量0.1250を超える、0.2500以下のもの)	小型	(78.1)	72 [平成13年] 《△6.1》	74	99 [61年]	[平成13年]	94 [平成10年] 《△5》	86	[51年]	78	75 [60年]	[平成13年]	73 [平成10年] 《△2》	側車付二輪自動車	PMRが50を超えるもの 77	
		軽	(75.1)	71 [平成10年] 《△4.1》			[平成10年]						[平成10年]				PMRが25を超える、50以下のもの 74
		第二種	(71.1)	68 [平成13年] 《△3.1》			[平成13年]						[平成13年]				PMRが25以下のもの 73
原動機付自転車	第二種原動機付自転車(総排気量0.0500を超える、0.1250以下のもの)及び第一種原動機付自転車(総排気量0.0500以下のもの)	第二種	70	65 [平成10年] 《△4.6》	70	95 [61年]	[平成10年]	90 [平成13年] 《△5》	82	79 [51年]	75	72 [59年]	[平成10年]	71 [平成10年] 《△1》	PMRが50を超えるもの 77	PMRが25を超える、50以下のもの 74	PMRが25以下のもの 73
		第一種	(69.6)	68 [平成13年] 《△3.1》			[平成13年]						[平成13年]				
使用過程車	全車		85	85	85	85	85	新車と同一	85	85	新車と同一						

- (注) 1. 定常走行騒音の46年規制の欄中()内の数値は、測定速度及び測定位置の変更による現行規制値の換算値を示す。
 2. []内は、規制年を示す。
 3. 平成10～13年規制の《 》内は、定常走行騒音にあっては旧規制値の換算値からの削減量、近接排気騒音及び加速走行騒音にあっては旧規制値からの削減量を示す。
 4. < >内は、リヤエンジン車を示す。
 5. 元年規制以前については、「150キロワット」を「200馬力」と読み替える。
 6. 近接排気騒音規制は、排気騒音規制に替えて導入された。
 7. 近接排気騒音の規制値の欄中、使用過程車についての「新車と同一」とは、車種ごとに新車時に適用された数値と同じ数値が、その車が使用過程に入った段階においても適用されることを示す。
 8. 平成26規制のPMR(Power to Mass Ratio)の算出方法は、PMR=最高出力(kW)/(車両重量(kg)+75kg)×1000。

自動車騒音規制の経緯（第三次～第四次答申）

自動車の種別			定常走行騒音		近接排気騒音			加速走行騒音			
			規制年		規制年			規制年			
			平成10～13年規制		平成10～26年規制		平成28年規制	平成28年規制		平成28年規制	
								フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	
普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する自動車並びに三輪自動車及び二輪自動車を除く。）	技術的 maximum 許容質量が12トンを超えるもの	最高出力が250キロワットを超えるもの	/	/	/	/	/	/	82	81 《△1》	79 《△2》
		最高出力が150キロワットを超え、250キロワット以下のもの							81	79 《△2》	77 《△2》
		最高出力が150キロワット以下のもの							79	77 《△2》	76 《△1》
	技術的 maximum 許容質量が3.5トンを超え、12トン以下のもの	最高出力が135キロワットを超えるもの							78	76 《△2》	75 《△1》
		最高出力が135キロワット以下のもの							77	75 《△2》	74 《△1》
		技術的 maximum 許容質量が2.5トンを超え、3.5トン以下のもの							74	73 《△1》	71 《△2》
技術的 maximum 許容質量が2.5トン以下のもの		72	71 《△1》	69 《△2》							
専ら乗用の用に供する乗車定員9人を超える普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも三輪自動車及び二輪自動車を除く。）	技術的 maximum 許容質量が5トンを超えるもの	最高出力が250キロワットを超えるもの	/	/	/	/	/	/	80	78 《△2》	77 《△1》
		最高出力が150キロワットを超え、250キロワット以下のもの							78	77 《△1》	76 《△1》
		最高出力が150キロワット以下のもの							76	74 《△2》	73 《△1》
	技術的 maximum 許容質量が3.5トンを超え、5トン以下のもの	最高出力が135キロワットを超えるもの							75	74 《△1》	72 《△2》
		最高出力が135キロワット以下のもの							75	73 《△2》	72 《△1》
		技術的 maximum 許容質量が2.5トンを超え、3.5トン以下のもの							74	72 《△2》	71 《△1》
技術的 maximum 許容質量が2.5トン以下のもの		72	70 《△2》	69 《△1》							
専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも三輪自動車及び二輪自動車を除く。）	PMRが200を超え、乗車定員4人以下、かつ、Rポイントの地上高さが450ミリメートル未満のもの		/	/	/	/	/	/	75	74 《△1》	72 《△2》
	PMRが160を超えるもの（PMRが200を超え、乗車定員4人以下、かつ、Rポイントの地上高さが450ミリメートル未満のものを除く。）								75	73 《△2》	71 《△2》
	PMRが120を超え、160以下のもの								73	71 《△2》	69 《△2》
	PMRが120以下のもの								72	70 《△2》	68 《△2》
三輪の小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する自動車を除く。）	車両総重量が3.5トンを超え、原動機の最高出力が150キロワットを超えるもの	すべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの、セミトレーラをけん引するけん引自動車及びクレーン作業用自動車	83	[平成13年]	99	[平成13年]	99	[平成13年]	/	/	/
		すべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの、セミトレーラをけん引するけん引自動車及びクレーン作業用自動車以外のもの	82	[平成13年] [平成10年]	[平成13年] [平成10年]	[平成13年] [平成10年]					
	車両総重量が3.5トンを超え、原動機の最高出力が150キロワット以下のもの	すべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの	80	[平成13年]	98	[平成13年]	98	[平成13年]			
		すべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの	79	[平成13年] [平成12年]	[平成13年] [平成12年]	[平成13年] [平成12年]					
	車両総重量が3.5トン以下のもの		74	[平成12年] [平成11年]	97	[平成12年] [平成11年]	97	[平成12年] [平成11年]			
	専ら乗用の用に供する乗車定員10以下の三輪の小型自動車及び軽自動車	車両の後部に原動機を有するもの		72	[平成11年] [平成10年]	96(100)	[平成10年] 《[平成11年]》	96(100)			
車両の後部に原動機を有するもの以外のもの		72	[平成11年] [平成10年]								
二輪自動車	側車付二輪自動車		72 (71)	[平成13年] [平成10年]	94	[平成13年] [平成10年]	94	[平成13年] [平成10年]	73	/	/
	側車付二輪自動車を除く	PMRが50を超えるもの	/	/	/	/	/	/	77		
		PMRが25を超え、50以下のもの							94		
PMRが25以下のもの	73										
原動機付自転車	第二種	PMRが50を超えるもの	/	/	/	/	/	/	77		
		PMRが25を超え、50以下のもの							90	[平成26年]	74
		PMRが25以下のもの							73		
	第一種	PMRが50を超えるもの							77		
		PMRが25を超え、50以下のもの							74		
最高速度が50km/hを超えるもの	84	[平成26年]	73								
三輪以上のもの又は最高速度が50km/h以下のもの		65	[平成10年]	84	[平成10年]	84	[平成10年]	71			
使用過程車	全 車		85		新車と同一		新車と同等				

(注) 1. []内は、規制年を示す。
 2. 側車付二輪自動車の欄中()内の数値は、検査対象外軽二輪の規制値及び規制年を示す。
 3. 加速走行騒音の平成28年規制の《 》内は、旧規制値からの削減量を示す。
 4. ()内は、リヤエンジン車を示す。
 5. 近接排気騒音の規制値の欄中、使用過程車についての「新車と同一」とは、車種ごとに新車時に適用された数値と同じ数値が、その車種が使用過程車に入った段階においても適用されることを示す。
 6. 近接排気騒音の規制値の欄中、使用過程車についての「新車と同等」とは、車種ごとに新車時の測定値からプラス5dBまで許容する相対値規制を適用されることを示す。
 7. 自動車の種別の欄中PMR(Power to Mass Ratio)の算出方法は、PMR=最高出力(kW)/(車両重量(kg)+75kg)×1000。